

平成 18 年 度
税 制 改 正 予 定 事 項

平成 17 年 12 月
農 林 水 産 省

平成18年度税制改正予定事項は、次のとおりである。

第1 国税に関する部

所得税

新規・拡充

- 1 平成17年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置（個人が交付を受けた場合には一時所得扱い、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳）を創設する。
- 2 山林を伐採・譲渡した収入金額から伐採等の経費を控除した残額に、概算経費率を乗じて山林所得の必要経費を算出する概算経費控除の特例措置の概算経費率を45%から50%に引き上げる。
- 3 損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設する。
 - （1）建物更生共済等契約に係る地震相当部分の掛金等の全額をその年の総所得金額から5万円を限度として控除する。
 - （2）経過措置として、平成18年末までに締結した建物更生共済等契約に係る掛金等は従前どおりとし、1万5千円を限度として適用する。
なお、（1）と同時に適用する場合は合わせて5万円を限度とする。

法人税

1 新規・拡充

- （1）産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものを取得した場合の特別償却制度（50%）又は税額控除制度（10%）を創設する。
- （2）バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を加える。
- （3）平成17年度の農林水産関係予算の補助金改革において、共同利用施設等の整備に係る補助金を交付金化したものについて、税制度上、国庫補助金と同様に扱うこととする。

2 適用期限の延長

- （1）海外において造林等を行う法人の株式等を取得した場合の海外投資等損失準備金制度（取得価額の30%を5年間積立）を2年延長する。
- （2）食品企業等の試験研究費の税額控除制度について、試験研究費の増加した場合と総額の場合を統合し、2%の控除率上乘せ措置等を廃止して2年延長する。

- (3) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度 (30 %)
又は税額控除制度 (7 %) を 2 年延長する。
- (4) 中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度
(30 %) 又は税額控除制度 (7 %) について、一定のソフトウェア等を追
加し、電子計算機以外の器具備品を除外したうえ、2 年延長する。
- (5) 公害防止用設備を取得した場合の特別償却制度 (14 % 等) を 2 年延長す
る。
- (6) 食品企業等が脱特定物質 (フロン等) 対応型設備を取得した場合の特別
償却制度 (14 %) を 1 年延長する。
- (7) 食品循環資源再生利用 (食品リサイクル) 設備を取得した場合 (取得価
格の 75 % 相当額) の特別償却制度 (23 %) について、基準取得価額 (75 %)
を廃止し特別償却率 23 % を 14 % として 2 年延長する。
- (8) 奄美群島における製造業等の機械等を取得した場合の特別償却制度 (機
械 11 % 等) を 1 年延長する。
- (9) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する割増償却制度 (5 年間 10 %)
を 1 年延長する。
- (10) 特定の事業用資産 (農地等) の買換え等の場合の譲渡所得等の課税の特
例措置について、土地改良 (農用地造成) 、特定農山村法、畜産 30 倍の特
例を廃止し 5 年延長する。

3 その他

- (1) 同族会社の留保金課税制度について、対象範囲を見直し、中小企業の新
たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業
者がその計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度に
ついて、留保金課税を不適用とする措置を講ずる。
また、中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度は、適用
期限をもって廃止する。
- (2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜
排せつ物処理・保管用施設を取得した場合の特別償却制度 (14 %) を廃止
する。(1 の (2) に組替)
- (3) 林業労働力確保促進法に基づく林業労働力確保支援センターと共同の改
善計画により雇用管理等の改善を実施する素材生産業者等が有する林業用
機械等の割増償却制度 (5 年間 12 %) を廃止する。
- (4) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善
計画を行う認定漁業者が漁船を取得する場合の割増償却制度 (5 年間 14
%) を廃止する。
- (5) 食品企業等が開発研究用設備を取得した場合の特別償却制度 (50 %) を
廃止する。

- (6) 温室等で使用された廃プラスチック類の再生処理装置等を取得した場合の特別償却制度 (14%) を廃止する。
- (7) 廃木材破砕・再生処理装置を取得した場合の特別償却制度 (14%) を廃止する。

贈与税

延長事項

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例措置 (1 千万円増し等) を 2 年延長する。

登録免許税

1 新規・拡充

農協系統金融機関が合併等の組織再編を実施する際に負担する登記の税率の軽減措置を創設する。

2 適用期限の延長

- (1) 農地保有合理化法人が農業者の規模拡大等のために農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置 (2 % → 0.8%) を 2 年延長する。
- (2) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置 (0.4% → 0.15%) について、0.15% から 0.2% として 1 年延長する。
- (3) 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (2 % → 0.2% 等) について、所有権の移転は 0.2% から 0.4%、地上権・賃借権の移転は 0.1% から 0.2% として 2 年延長する。
- (4) 漁業協同組合が合併をした場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (0.4% → 0.1% 等) について、所有権の移転は 0.1% から 0.2%、地上権・賃借権の移転は 0.05% から 0.1% として 2 年延長する。
- (5) 卸売市場法に基づく卸売業の合併等に係る登記の税率の軽減措置 (0.7% → 0.35% 等) について、市場開設者を除外し 2 年延長した後、0.35% から 0.5% 等として 1 年延長する。

3 その他

- (1) 肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律に係る登録等について、登録免許税を課税する。
- (2) 農業協同組合が農業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の権利の移転登記の税率の軽減措置を廃止する。

- (3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画を行う認定漁業者が取得する漁船の所有権の保存登記等の税率の軽減措置 (0.4% → 0.3% 等) は、適用期限をもって廃止する。

石油石炭税関係

適用期限の延長

- 1 ハウス栽培等で使用する農林漁業用輸入 A 重油に係る免税措置 (2,040 円 / Kℓ) を 2 年延長する。
- 2 ハウス栽培等で使用する農林漁業用国産 A 重油に係る還付措置 (2,040 円 / Kℓ) を 2 年延長する。

複数税目等に係る事項

(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構、(独) 農業工学研究所、(独) 食品総合研究所及び (独) 農業者大学校の統合並びに (独) さけ・ます資源管理センターの (独) 水産総合研究センターへの統合に伴う所要の税制措置を講ずる。

第2 地方税に関する部

住民税

新規・拡充

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設する。

- 1 建物更生共済等契約に係る地震相当部分の掛金等の2分の1を前年の総所得金額から2万5千円を限度として控除する。
- 2 経過措置として、平成18年末までに締結した建物更生共済等契約に係る掛金等は従前どおりとし、1万円を限度として適用する。
なお、(1)と同時に適用する場合は合わせて2万5千円を限度とする。

不動産取得税

1 新規・拡充

平成17年度の農林水産関係予算の補助金改革において、共同利用施設等の整備に係る補助金を交付金化したものについて、税制度上、国庫補助金と同様に扱うこととする。

2 適用期限の延長

- (1) 土地改良法の規定により埋立地若しくは干拓地を取得した場合の非課税措置を2年延長する。
- (2) 農業協同組合等が政府の補助を受けて取得した農業者等の共同利用施設に対する課税標準の特例措置(課税標準=価格-(価格×補助金額÷取得価格))について、融資との重畳適用の場合の率を4/5から2/5とし2年延長する。
- (3) 農業者が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業委員会のあっせん等により取得した農用地区域内の農用地に対する課税標準の軽減措置(3分の1)を2年延長する。
- (4) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得した土地に係る課税標準の軽減措置(3分の2)を2年延長する。
- (5) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得した土地について貸付期間延長後5年以内に売渡し等をした場合の納税義務の免除措置を2年延長する。

3 その他

- (1) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の見直し（補助との重畳適用の場合の率を $4/5$ から $2/5$ ）をする。
- (2) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく政府の助成に係る資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 農山漁村電気導入促進法に基づき農林漁業団体が取得した発電所用家屋等に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。

固定資産税・都市計画税

1 新規・拡充

- (1) 平成18年度以降の農地に対する負担調整措置については、現行と同様とする。
- (2) 新潟中越地震災害による被災代替家屋等に係る課税標準の特例措置を創設する。
- (3) 平成17年度の農林水産関係予算の補助金改革において、共同利用施設等の整備に係る補助金を交付金化したものについて、税制度上、国庫補助金と同様に扱うこととする。

2 適用期限の延長

- (1) 公害防止用施設又は設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置（6分の5等）について、ばい煙を処理するための煙突等を除外し、廃油・廃プラ施設等の軽減率を $1/2$ から $1/3$ として2年延長する。
- (2) 食品循環資源再生利用（食品リサイクル）設備を取得した場合の課税標準の軽減措置（3年間4分の1）について、軽減率を $1/4$ から $1/5$ として2年延長する。
- (3) 廃木材破砕・再生処理装置等を取得した場合の課税標準の軽減措置（3年間4分の1）を2年延長する。
- (4) バイオテクノロジー研究開発用資産に対する課税標準の軽減措置（3年間4分の1）について、2設備を除外し、軽減率を $1/4$ から $1/6$ として2年延長する。
- (5) 中核的地方卸売市場に係る課税標準の軽減措置（5年間2分の1）について、連携タイプの対象を新規取得の施設等に限定して2年延長する。

- (6) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設を取得した場合の課税標準の軽減措置（５年間２分の１）について、軽減率を１／２から１／３として２年延長する。
- (7) 新築住宅等を取得した場合の減額措置（３年間２分の１等）を２年延長する。
- (8) 空びん洗浄処理装置を取得した場合の課税標準の軽減措置（３年間４分の１）を２年延長する。

3 その他

- (1) 農業協同組合等が所有する有線放送電話業務用償却資産に係る課税標準の軽減措置について、軽減率を１／２から１／３とする。
- (2) 温室等で使用された廃プラスチック類の再生処理装置を取得した場合の課税標準の軽減措置（３年間４分の１）を廃止する。
- (3) 農山漁村電気導入促進法に基づき農林漁業団体が取得した発電所用家屋等に係る課税標準の特例措置を廃止する。

特別土地保有税

特別土地保有税の徴収猶予となっている非課税措置の適用期限の延長等
所要の措置を講ずる。

事業所税

1 新規・拡充

平成17年度の農林水産関係予算の補助金改革において、共同利用施設等の整備に係る補助金を交付金化したものについて、税制度上、国庫補助金と同様に扱うこととする。

2 適用期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用施設に係る資産割・従業者割の軽減措置（３分の１）について、軽減率を１／３から１／４として２年延長する。

3 その他

総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に基づく重点整備地区内の一定の特定民間施設を取得した場合の資産割の３分の１の減免措置を廃止する。

複数税目等に係る事項

（独）農業・生物系特定産業技術研究機構、（独）農業工学研究所、（独）食品総合研究所及び（独）農業者大学校の統合並びに（独）さけ・ます資源管理センターの（独）水産総合研究センターへの統合に伴う所要の税制措置を講ずる。